

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対象条文

○対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条 「①」対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。） 第二条第一項第二号に規定する主務省令で定める法人その他の団体は、個人又は法人その他の団体が他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人その他の団体とする。 2 前項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の法人その他の団体の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。この場合において、他の法人その他の団体が法第二十六条第一項第四号に規定する組合等（以下この項及び次条第四項第二十九号において「組合等」という。）である場合におけるこの項の規定の適用については、第一号中「議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二十六条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。第三項第二号ロにおいて同じ。）」とあり、及び「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、「総数」とあるのは「全体」と、第二号中「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、「自己所有等議決権数」とあるのは「自己所有等業務執行決定権限」と、「合計数」とあるのは「合	（対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条 「項を加える。」 「項を加える。」

計」と、「保有している議決権」とあるのは「保有している業務執行を決定する権限」と、第三号中「議決権」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、「総数」とあるのは「全体」と、「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」組合等の組合員（特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。以下この項並びに次条第四項第二十九号及び第九項において同じ。）の構成員を含む。）が組合等の財産として所有し、又は保有する財産又は権利については、当該組合等が所有し、又は保有するものとみなす。

一 他の法人その他の団体（次に掲げる法人その他の団体であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二十六条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。以下この項及び第三項第二号ロにおいて同じ。）の総数に対する自己（その被支配会社等（令第二条第一項第三号に規定する被支配会社等をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において保有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた法人その他の団体

ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人その他の団体

ニ その他イからハまでに掲げる法人その他の団体に準ずる

法人その他の団体

二 他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己の計算において保有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己保有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において保有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が保有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権

(4) 自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が保有している議決権

ロ 他の法人その他の団体の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己（自然人であるものに限る。）

(2) 自己の役員

(3) 自己の業務を執行する社員

(4) 自己の使用人

(5) (2) から (4) までに掲げる者であつた者

(6) 自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の法人その他の団体の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の法人その他の団体の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。次号において同じ。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この二及び同号において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己保有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を保有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合。この場合において、他の法人その他の団体が組合等であるときは、資金調達額の総額に対する自己が行う融資の額の割合を考慮しないものとする。

3 令第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 〔略〕

イ 当該外国投資家（法人等（令第二条第二十二項第一号に規定

〔①〕 対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 〔同上〕

イ 当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定す

する法人等をいう。以下同じ。)に限る。)の役員(法第二十六
条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等(令第二
条第一項第一号に規定する外国法人等をいう。次条第四項第
十九号同じ。)にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱
われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。)又
は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直
接投資等(法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等を
いう。以下同じ。)の実施に関する意思決定を行う会議体の構
成員(以下この項において「投資委員会等構成員」という。)

ロ 当該外国投資家等を令第二十八条第一号に規定する
株式取得者等とした場合に同項第一号から第五号までに掲げ
るものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等
構成員

ハ 当該外国投資家等を令第二十八条第一号に規定する
株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げ
るものに該当することとなる法人等の役員

〔二・ホ 略〕

ヘ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権(法
第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。次号ロを
除き、以下同じ。)その他の権利を行使することを合意してい
る個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の
従業者

ト 〔略〕

二 〔略〕

〔イ・ロ 略〕

(1) 当該外国投資家により議決権の総数の百分の五十以上に

る法人等をいう。以下同じ。)に限る。)の役員(法第二十六
条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等(令第二
条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において
同じ。)にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われて
いる者及び日本における代表者を含む。以下同じ。)又は投資
委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資
等(法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以
下同じ。)の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員(以
下この項において「投資委員会等構成員」という。)

ロ 当該外国投資家等を令第二十九条第一号に規定する株
式取得者等とした場合に同項第一号から第五号までに掲げる
ものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構
成員

ハ 当該外国投資家等を令第二十九条第一号に規定する株
式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げる
ものに該当することとなる法人等の役員

〔二・ホ 同上〕

ヘ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権(法
第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下同
じ。)その他の権利を行使することを合意している個人又は法
人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ト 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

(1) 当該外国投資家により総議決権(法第二十六条第一項第

相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体

- (2) 当該外国投資家及び(1)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)に掲げるものを除く。)
- (3) 当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体(1)及び(2)に掲げるものを除く。)
- (4) 当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十以上となる場合に於ける当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体(1)及び(2)に掲げるものを除く。)
- (5) (3)及び(4)に掲げる法人その他の団体の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体(1)から(4)までに掲げるものを除く。)
- (6) (5)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分

三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体

- (2) 当該外国投資家及び(1)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)に掲げるものを除く。)
- (3) 当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体(1)及び(2)に掲げるものを除く。)
- (4) 当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上となる場合に於ける当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体(1)及び(2)に掲げるものを除く。)
- (5) (3)及び(4)に掲げる法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体(1)から(4)までに掲げるものを除く。)
- (6) (5)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五

の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）

(7) (5)及び(6)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(6)までに掲げるものを除く。）

(8) (3)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(7)までに掲げるものを除く。）

(9) (3)及び(8)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(8)までに掲げるものを除く。）

〔ハゝヌ 略〕

三 令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等（令第二条第十四項第二号に規定する非居住者等をいう。以下同じ。）が行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

イ 〔略〕

ロ 当該外国投資家の属する国又は地域の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党员を含む。）

4

〔略〕

一 〔略〕

十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）

(7) (5)及び(6)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(6)までに掲げるものを除く。）

(8) (3)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(7)までに掲げるものを除く。）

(9) (3)及び(8)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(8)までに掲げるものを除く。）

〔ハゝヌ 同上〕

三 令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

イ 〔同上〕

ロ 当該外国投資家の属する国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党员を含む。）

2

〔同上〕

一 〔同上〕

二 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次条第四項第二号及び第六項並びに第四条第三項を除き、以下同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

5 〔三〇七 略〕

5 〔略〕

6 令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

7 令第二条第二十五項第二号ロ及び第二十七項第二号に規定する

二 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第七項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

3 〔三〇七 同上〕

3 〔同上〕

4 令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

5 令第二条第十六項第一号二(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

6 令第二条第十六項第一号二(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

7 令第二条第十六項第六号ロ及び同条第十八項第二号に規定する

主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

8 令第二十五条第二十五項第七号二(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

9 令第二十五条第二十五項第七号二(2)に規定する主務省令で定める額は、貸付債権の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額（当該貸付債権に係る貸付けが当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の部に計上した額と当該貸付債権の金額とを合算した額）とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、貸付債権の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額（当該貸付債権に係る貸付けが当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の総額と当該貸付債権の金額とを合算した額。）とする。

10 令第二十五条第二十五項第八号二(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

11 令第二十五条第二十五項第八号二(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該社債の金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表

主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一〇七 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

を作成していない場合にあつては、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額と当該社債の金額とを合算した額とする。

（対内直接投資等の届出等）

第三条 「略」

2 令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

3 令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める法人は、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人とする。

4 令第三条第一項第二十号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得（令第二条第二十五項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二 「略」

三 外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等を除く。）が行う法第二十六条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 次に掲げるものに該当するもの（2）から（4）までに掲げるも

（対内直接投資等の届出等）

第三条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

2 令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得（令第二条第十六項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二 「同上」

「号を加える。」

のに該当するものにあつてはその被支配会社等を含む。)が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

(1) 法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの
(2) 特定上場会社等(令第二条第四項に規定する特定上場会社等をいう。以下同じ。)

(3) 第十八号に規定する特別上場会社等

(4) 第十九号に規定する特別非上場会社

ロ 当該行為をする前において、イ(1)から(4)までに掲げるもの(自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。)及びその被支配会社等が保有する当該行為に係る会社の議決権の数の当該会社の総議決権(法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。)に占める割合が百分の五十以上であること。

四 外国投資家(株式会社に限る。)が行う当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 当該行為の後において、当該外国投資家の議決権を保有するものが、次に掲げるもののみであること。

(1) 当該行為の相手方

(2) 当該外国投資家の会社法第二条第四号の二に規定する親会社等

(3) (2)に掲げるもの(法人等に限る。)の役員

(4) (2)の被支配会社等

(5) (4)に掲げるもの(法人等に限る。)の役員

「号を加える。」

(6) 法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの
ロ 当該行為の相手方がイ(2)又は(3)に掲げるものでないこと。

五 〔略〕

イ 会社法第六十六条第一項の規定による請求があつた場合
(当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二十八条第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数(議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。)の当該外国投資家の総議決権数に占める割合が百分の百となる場合を除く。)

〔ロ、ニ 略〕

六 貸付債権又は社債の相続又は遺贈による取得

七 〔略〕

八 法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該会社が上場会社等以外の会社であつて、当該同意をするものの所有等株式等(令第三条第一項第四号に規定する所有等株式等をいう。以下この号において同じ。)と当該同意するものを令第二十八条第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合のいずれもが三分の一未満であるもの

三 〔同上〕

イ 会社法第六十六条第一項の規定による請求があつた場合
(当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二十八条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数(議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。)の当該外国投資家の総議決権数に占める割合が百分の百となる場合を除く。)

〔ロ、ニ 同上〕

四 貸付金債権、社債又は特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の相続又は遺贈による取得

五 〔同上〕

六 法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該会社が上場会社等以外の会社であつて、当該同意をするものの所有等株式等(令第三条第一項第四号に規定する所有等株式等をいう。以下この号において同じ。)と当該同意するものを令第二十八条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合のいずれもが三分の一未満であるもの

九 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第

一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意するものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第二十五項第三号若しくは第五号に掲げる対内直接投資等又は法第二十八条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）により当該同意するものが保有する当該対内直接投資等又は当該特定取得に係る会社の実質保有等議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における次のいずれかに該当する同意

イ 「略」

ロ 当該会社の子会社（当該外国投資家がしたこれらの届出のうち直近のものをした日において当該会社の子会社であるものに限る。以下この号において「対象子会社」という。）の取締役又は監査役の選任に関し行う当該会社による同意

ハ 「略」

十 外国投資家（令第三条の二第二項各号に掲げるものを除く。）が、法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意の時点において当該議案に係る会社の取締役又は監査役である者の再任に係る同意であつて、当該同意を行う外国投資家が当該議案に係る会社について法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた直近の同意（当該取締役又は監査役である者に係る同号に掲げる議案に関するものに限る。）の日から次に掲げる事項に変更がないもの

七 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第

一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意するものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第十六項第三号若しくは第五号に掲げる対内直接投資等又は法第二十八条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第三項に掲げる特定取得（以下「特定取得」という。）により当該同意するものが保有する当該対内直接投資等又は当該特定取得に係る会社の実質保有等議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における次のいずれかに該当する同意

イ 「同上」

ロ 当該会社の子会社（当該外国投資家がした当該届出のうち直近のものをした日に、当該会社の子会社であるものに限る。以下この号において「対象子会社」という。）の取締役又は監査役の選任に関し行う当該会社による同意

ハ 「同上」

「号を加える。」

イ 当該外国投資家の所在する国又は地域

ロ 当該外国投資家の国籍

ハ 当該議案に係る会社又はその子会社若しくは第六項に規定する他の会社の営む事業の属する業種

ニ 当該議案に係る会社又はその子会社若しくは第六項に規定する他の会社による第七項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報（以下「対象技術等」という。）の保有状況（対象技術等に含まれるいずれかの技術又は情報を新たに保有することとなつた場合以外は変更がないものとする。）

ホ 当該取締役又は監査役である者の所在する国又は地域

ヘ 当該取締役又は監査役である者の国籍

ト 当該取締役又は監査役である者の当該議案に係る会社以外の法人その他の団体における役員としての経歴（役職名の変更に伴うものを除く。）

チ 当該議案に係る会社の当該議案についての賛否

リ 当該外国投資家の当該議案に係る会社が営む事業（次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属するもの又は対象技術等に係るものに限る。）への関与の方針

十一 〔略〕

十二 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案以外のものに関し行う同意

十三 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関し

八 〔同上〕

九 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、自ら又は他の株主を通じて株主総会に提出した議案以外のものに関し行う同意

十 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行

行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（次条第九項において「対象事業」という。）又は対象技術等に係る事業に係る議案以外の議案に関し行う同意

〔十四・十五 略〕

十六 会社法第八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二十五条第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十七 〔略〕

十八 特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。以下同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二十五条第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

イ 各外国株主等（令第二条第四項第一号に規定する外国株主等をいう。以下同じ。）（特定上場会社等及びその子会社を除く。以下この号において同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式（同項第一号に規定する実質所有等株式をいう。以下同じ。）の数及び当該外国株主等を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げる

う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第七項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に関し行う同意

〔十一・十二 同上〕

十三 会社法第八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二十六条第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十四 〔同上〕

十五 特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。第四条第一項第一号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二十六条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

イ 上場会社等の各株主（外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社若しくはその子会社（令第二条第四項に規定する特定上場会社等を除く。以下この号及び次号において「他の会社等」という。）に限る。）が所有する当該上場会社等の実質株式（同項第一号に規定する実質株式をいう。以下同じ。）の数、当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取

ものに該当することとなる非居住者等（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数（その数を合計する株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による株式の合計の数をいう。以下同じ。）

ロ 各外国株主等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第二十七項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下このロにおいて同じ。）の数及び当該外国投資家を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

十九 特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は令第二条第一項各号に掲げるもの（特定上場会社等及び

得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。）（以下この号において「株主の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、令第二条第七項に掲げる要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数（株式のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）

ロ 上場会社等に係る各外国投資家（外国法人等又は他の会社等に限る。）が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の数及び当該外国投資家を同条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

十六 特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は他の会社等でないものをいう。第四条第一項第二号にお

その子会社を除く。)でないものをいう。以下同じ。)が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為

二十 法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第九号に掲げる行為又は令第二条第二十五項第九号若しくは第十四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。)に該当する行為(これに相当する外国の法令によるものを含む。第四条第一項第三号において同じ。)(令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあっては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。)

二十一 特定非上場会社(令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。)の議決権に係る議決権代理行使受任(令第二条第二十五項第四号に掲げる行為をいう。以下この項において同じ。)をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任(同条第二十五項第二号に掲げる行為をいう。以下この項において同じ。)に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

二十二 「略」

二十三 非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任(当該議決

いて同じ。)が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

十七 法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け(金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。)に該当する行為(これに相当する外国の法令によるものを含む。同号において同じ。)(令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあっては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。)

十八 特定非上場会社(令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。)の議決権に係る議決権代理行使受任(令第二条第十六項第四号に掲げる議決権代理行使受任をいう。以下この項において同じ。)をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任(同項第六号に掲げる議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。)に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

十九 「同上」

二十 非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任(当該議決

決議権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第二十五項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数という。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの

二十四 株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得（令第二条第二十五項第六号に掲げる行為をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

〔二十五〕二十七 略

二十八 相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得又は令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得又は当該行為

二十九 令第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行

権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数という。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの

二十一 株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得（令第二条第十六項第七号に掲げる共同議決権行使同意取得をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

〔二十二〕二十四 同上

二十五 相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得

〔号を加える。〕

為であつて、当該行為に係る出資証券所有法人等（令第二条第二十五項第九号に規定する出資証券所有法人等をいう。以下同じ。）が組合等（特定組合類似団体を除く。）の財産としてのみ特別の法律により設立された法人の出資証券を所有するもの

三十 令第二条第二十五項第九号に掲げる行為であつて、当該行為をしたものが、当該行為の後において所有することとなる当該行為に係る出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権（同項第十一号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この号、第三十三号及び第三十四号において同じ。）の数及び当該取得をしたものを同条第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十未満であるもの

三十一 令第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為（出資証券所有法人等に係る行為に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ 当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）又は当該間接取得者等を被支配会社等とするものが、令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当するもの

ロ 次の要件を満たすもの

(1) 間接取得者等が所有する特別の法律により設立された法人（当該行為に係る出資証券所有法人等が出資証券を所有

「号を加える。」

「号を加える。」

するものに限る。)の出資証券の口数及び当該行為の前における当該間接取得者等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する当該特別の法律により設立された法人の出資証券の口数を合計した出資証券の口数の当該特別の法律により設立された法人の出資証券の総口数に占める割合が百分の五十未満であること。

(2) (1)に規定する合計した出資証券の口数と、当該行為に係る出資証券所有法人等及び当該行為の後における当該出資証券所有法人等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する特別の法律により設立された法人の出資証券の口数とを合計した出資証券の口数の当該特別の法律により設立された法人の出資証券の総口数に占める割合が百分の五十以上となること。

三十二 令第二条第二十五項第九号又は第十一号に掲げる行為であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 当該行為をしたもの(以下この号において「間接取得者等」という。)又は当該間接取得者等を被支配会社等とするものが、令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等(同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。)に該当しないもの

ロ 次の(1)又は(2)に掲げるものからの外国議決権又は外国議決権行使等権限(令第二条第十六項に規定する外国議決権行使等権限をいう。第七項第一項第六号において同じ。)の取得

(1) 当該間接取得者を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

「号を加える。」

(2) (1)に掲げるものの被支配会社等である法人その他の団体

三十三 法第二十六条第二項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をするものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第九号又は令第二条第二十五項第十一号に掲げる行為により保有する当該外国議決権に係る外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の実質保有等外国議決権の数の当該法人その他の団体の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における当該行使

三十四 令第二条第二十五項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をするものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた令第二条第二十五項第九号又は第十一号に掲げる行為により保有する当該外国議決権に係る外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の実質保有等外国議決権の数の当該法人その他の団体の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における当該行使

三十五 法第二十六条第二項第十号又は令第二条第二十五項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をしたもの以外のものが自ら又は他のものを通じて当該選任に係る議案の提案を行つた場合以外の場合における当該行使

5 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

6 令第三条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロ並びに令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定めるもの

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

3 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4 令第三条第二項第一号及び令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総

は、会社（その子会社を含む。）又は法人（会社を除き、その被支配会社等を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

7 令第三条第二項第二号イに規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

8 令第三条第二項第二号イに規定する主務省令で定める法人は、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人とする。

9 令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号若しくは第五号に掲げるものに該当する外国投資家により行われる対内直接投資等又は同項第四号に掲げるもの（特定組合類似団体を除く。）に該当する外国投資家が行う対内直接投資等に相当するものに伴ってその組合員により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

10 令第三条第二項第四号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

11 「略」

一 法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号並びに令第二十五条第一号、第三号及び第五号に掲げる行為 別紙様式第一

議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

5 令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号又は第五号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

6 令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

7 「同上」

一 法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する株式、持分又は議決権の取得並びに令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得 別紙様式第一

二 法第二十六条第二項第二号に掲げる行為 別紙様式第二	二 法第二十六条第二項第二号に規定する株式又は持分の譲渡 別紙様式第二
三 令第二条第二十五項第二号に掲げる行為 別紙様式第三	「号を加える。」
四 令第二条第二十五項第四号に掲げる行為 別紙様式第四	「号を加える。」
五 令第二条第二十五項第六号に掲げる行為 別紙様式第五	「号を加える。」
六 法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意 別紙様式第六	三 法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意 別紙様式第三
七 令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関し行う同意 別紙様式第七	三の二 令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関し行う同意 別紙様式第三の二
八 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関し行う同意 別紙様式第八	三の三 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意 別紙様式第三の三
九 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置 別紙様式第九	四 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置 別紙様式第四
十 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更 別紙様式第十	五 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更 別紙様式第五
十一 法第二十六条第二項第七号及び令第二条第二十五項第七号に掲げる行為 別紙様式第十一	六 法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け 別紙様式第六
十二 令第二条第二十五項第八号に掲げる行為 別紙様式第十二	六の二 法第二十六条第二項第八号に規定する事業の承継 別紙様式第六の二
十三 法第二十六条第二項第八号に掲げる行為 別紙様式第十三	七 令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得 別紙様式第七
「号を削る。」	八 令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任 別紙様式第七の二
「号を削る。」	九 令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任 別紙様式第七の三

「号を削る。」

十四 法第二十六条第二項第九号並びに令第二条第二十五項第九

号、第十四号及び第十一号に掲げる行為 別紙様式第十四

十五 令第二条第二十五項第十二号に掲げる行為 別紙様式第十

四

十六 令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為 別紙様式第十

五

十七 法第二十六条第二項第十号及び令第二条第二十五項第十号

に掲げる行為 別紙様式第十六

十八 令第二条第二十五項第十五号に掲げる行為 別紙様式第十

七

12 前項第一号、第六号及び第十三号の届出書にあつては、次に掲げる事項を記載した書類を添付して提出しなければならない。

一 当該届出書を提出するもの（以下この項において「届出者」という。）に関する事項

二 対内直接投資等に係る会社その他の法人に関する事項

三 届出者に出資するものに関する事項

四 届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

13 財務大臣及び事業所管大臣は、第十一項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。ただし、同項の手続が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができ

十 令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得

別紙様式第七の四

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

8 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。ただし、前項の手続が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができな

ない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録された届出書の内容を書面に出し力したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者に交付するものとする。

14 令第三条第十八項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知又は令第三条の四第七項の規定に基づき法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならぬ。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

15 令第三条第二十項第一号に規定する他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

一 当該非居住者等又は当該非居住者等と同項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

二 前号に掲げるものの被支配会社等

三 令第三条第二十項第一号に規定する非居住者等又は当該非居住者等と同項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の被支配会社等(前二号に掲げるものを除く。)

16 令第三条第二十一項第四号(令第三条の二第八項、第四条第十四項、第四条の三第七項、第四条の八第十二項及び第六条の三第六項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める特定技術は、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術とする。

い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録された届出書の内容を書面に出し力したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者に交付するものとする。

9 令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)

第三条の二 令第三条の二第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数とする。

- 一 同条第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体
- 二 前号に掲げるものの被支配会社等

三 令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

2 令第三条の二第三項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

3 令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4 令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報（以下この条において「特定技術等」という。）とする。

5 令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める法人（以下この条において「特定法人」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人とする。

(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)

第三条の二 令第三条の二第一項第五号イ及び令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。以下この項及び第七条第四項第五号において同じ。）又は外国政府等に対し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上であるものに限り。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四項第一号において同じ。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

2 令第三条の二第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一〇七 同上」

3 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

6 令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に掲げるものに該当するものを除く。）とする。

一 その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第一項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその被支配会社等

二 「略」

三 前号又はこの号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前二号に掲げるものを除く。）

7 令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者又は特定法人に該当する者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

8 令第三条の二第三項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一七 略」

9 令第三条の二第三項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発

4 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に該当するものを除く。）とする。

一 その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第一項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその子会社等

二 「同上」

三 前号又は本号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前二号に掲げるものを除く。）

5 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

6 令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一七 同上」

7 令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発

行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むもの又は前条第八項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人（以下この号において「対象法人」という。）に該当するもの）をいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第五項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第六項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて、対象事業を営むもの又は対象法人に該当するもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第五項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イから又までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業又は対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする

行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むもの）をいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イから又までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等

対内直接投資等

三 対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の対象技術等の取得その他の当該技術情報又は対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

四 令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五 第六項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

六 第六項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に係る事業に関し、発行会社等の使用

三 対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

四 令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五 第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

六 第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就

人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二
二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用
人その他の従業者として就労させること、又は発行会社等の役
員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者
において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接
投資等

七 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十
一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案
に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行った外国投
資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

八 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各
号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意
に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間
(法第二十九条第八項に規定する禁止期間をいう。第四条の三
第五項第五号において同じ。)の満了前に同意を行った外国投資
家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

九 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各
号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意
に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会
社に係る対内直接投資等

十 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各
号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意
の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更、法第二十
七条第五項に規定する国の安全等に係る措置に関する修正又は
当該対内直接投資等の中止を命じられた外国投資家が行う当該
同意に係る会社に係る対内直接投資等(当該外国投資家が当該

労し、若しくは自らの指示により第二条第一項第二号イからヌ
までに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就
労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の
従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧
誘をすることを目的とする対内直接投資等

七 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十
一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案
に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行った外国投
資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

八 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各
号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意
に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間
(法第二十九条第六項に規定する禁止期間をいう。第四条の三
第二項第五号において同じ。)の満了前に同意を行った外国投資
家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

九 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各
号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意
に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会
社に係る対内直接投資等

十 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各
号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意
の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止
を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内
直接投資等(当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従つ
た場合(当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のう

変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止の命令に従った場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第三項第一号からトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（国の安全等に係る措置の修正の届出等）

第三条の三 令第三条の三第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2 第三条第十三項の規定は、前項の届出書について準用する。

（国の安全等に係る措置の変更の届出等）

第三条の四 令第三条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2 第三条第十三項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（特定取得の届出等）

第四条 令第四条第一項第五号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

「一〇三 略」

ち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第一項第一号からトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

「条を加える。」

「条を加える。」

（特定取得の届出等）

第四条 令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

「一〇三 同上」

四 外国投資家（令第四条の三第一項各号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）が行う特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 次に掲げるものに該当するもの（2）から（4）に掲げるものにあつては、その被支配会社等を含む。）が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

- （1） 法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの
- （2） 特定上場会社等
- （3） 特別上場会社等
- （4） 特別非上場会社

ロ 当該特定取得をする前において、イ（1）から（4）までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限り。）及びその被支配会社等が保有する当該特定取得に係る会社の議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上であること。

五 外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式

に係る特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 当該行為の後において、当該外国投資家の株主が、次に掲げるもののみであること。

- （1） 当該行為の相手方
- （2） 当該外国投資家の会社法第二条第四号の二に規定する親会社等
- （3） （2）に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

「号を加える。」

「号を加える。」

	(4) (2)の被支配会社等 (5) (4)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員 (6) 法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの ロ 当該特定取得の相手方がイ(2)又は(3)に掲げるものでないこと。 六 次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る特定取得 イ 会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合 ロ 会社法第百九十二条第一項の規定による請求があつた場合 ハ 会社法第二百三十四条第四項各号に掲げる事項を定めた場合 ニ 会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項又は第八百六条第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合	
2	〔略〕	2
3	令第四条第二項に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。	〔項を加える。〕
4	令第四条第二項に規定する主務省令で定める法人は、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人とする。	〔項を加える。〕
5	〔略〕	3
6	令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書に、次に掲げる事項を記載した書類を添付し、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、	4 令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

三とする。

一 当該届出書を提出するもの（以下この項において「届出者」という。）に関する事項

二 特定取得に係る会社に関する事項

三 届出者に出資するものに関する事項

四 届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

7 財務大臣及び事業所管大臣は、第五項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十三項ただし書の規定を準用する。

8 令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知又は令第四条の五第七項の規定に基づき法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三 「①」令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

一 同条第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

5 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。

6 令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三 「項を加える。」

に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

二 前号に掲げるものの被支配会社等

三 令第四条の三第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

2
〔略〕

3 令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

4 令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定める法人は、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人とする。

5 令第四条の三第二項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むもの若しくは同条第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人（以下この項において「特定対象法人」という。）に該当するものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として同条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの若しくは特定対象

①
〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

2 令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社

法人に該当するもの（以下この号において「発行人会社等」という。）の取締役（当該発行人会社等が持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行人会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

二 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案（特定対象事業又は第四条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報（次号において「特定対象技術等」という。）に係る事業に係るものに限る。）を発行人会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三 特定対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の特定対象技術等の取得その他の当該技術情報又は特定対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行人会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

二 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（特定対象事業に係るものに限る。）を発行人会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三 特定対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

六 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更、法第二十八条第五項に規定する国の安全に係る措置に関する修正又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更、国の安全に係る措置に関する修正又は当該中止の命令に従った場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第三項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（国の安全に係る措置の修正の届出等）

第四条の四 令第四条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2 第三条第十三項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（国の安全に係る措置の変更の届出等）

第四条の五 令第四条の五第一項の規定に基づき届出をしようとする

六 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従った場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

「条を加える。」

「条を加える。」

るものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2 第三条第十三項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

(報告の徴収等)

第四条の六 令第四条の八第三項に規定する主務省令で定める手続は、報告書を提出する場所、提出する報告書の通数その他財務大臣及び事業所管大臣が定める手続とする。

2 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

3 令第四条の八第八項の規定に基づき法第二十九条の二第四項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十一による通知書を、財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

4 令第四条の八第九項第二号に規定する主務省令で定める議案は、第二条第四項各号に掲げる議案とする。

(技術導入契約の締結等の届出等)

第五条 「略」

2 令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第二十二による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第十一項後段の規定を準用する。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理

「条を加える。」

(技術導入契約の締結等の届出等)

第五条 「同上」

2 令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第七項後段の規定を準用する。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理

したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十三項ただし書の規定を準用する。

4 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十三による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第十四項後段の規定を準用する。

(対内直接投資等及び特定取得の報告)

第六条の二 令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行つた同表の第三欄に掲げる業種又は法人に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等又は特定取得を行つた日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

(技術導入契約の締結等の報告)

第六条の三 令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第三十七による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(令第六条の五の規定に基づく報告)

したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。

4 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第九項後段の規定を準用する。

(対内直接投資等及び特定取得の報告)

第六条の二 令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行つた同表の第三欄に掲げる業種に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等を行つた日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

(技術導入契約の締結等の報告)

第六条の三 令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第十八による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(令第六条の五の規定に基づく報告)

第七条 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行った日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分
別紙様式第三十八

二 当該届出に係る金銭の貸付け、貸付債権の取得若しくは社債の取得又は当該貸付け、貸付債権の取得若しくは社債の取得をした後における当該貸付け、貸付債権若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。）
別紙様式第三十九

三 当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止
別紙様式第四十

四 当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得の解除
別紙様式第四十一

五 当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当

第七条 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行った日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分
別紙様式第三十九

二 当該届出に係る金銭の貸付け若しくは社債の取得又は当該貸付け若しくは社債の取得をした後における当該貸付け若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。）
別紙様式第二十

三 当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止
別紙様式第二十二

四 当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得の解除
別紙様式第二十二の二

五 当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当

該事業の処分 別紙様式第四十二

六 当該届出に係る法第二十六条第二項第九号若しくは令第二条第二十五項第九号若しくは第十四号に掲げる外国議決権の取得若しくは令第二条第二十五項十一号に掲げる外国議決権行使等権限の取得又は当該外国議決権の取得若しくは当該外国議決権行使等権限の取得をした後における当該外国議決権若しくは当該外国議決権行使等権限の全部若しくは一部の処分 別紙様式四十三

七 当該届出に係る令第二条第二十五項第十二号に掲げる外国株式等の取得又は当該外国株式等を取得をした後における当該外国株式等の全部若しくは一部の処分 別紙様式第四十三

八 当該届出に係る令第二条第二十五項第十三号に掲げる同意の取得又は当該同意を取得をした後における当該同意の解除 別紙様式第四十三

2

第三条第四項第二十号又は第四条第一項第三号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第二十四による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

該事業の処分 別紙様式第二十二の三

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2

第三条第二項第十七号又は第四条第一項第三号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 当該引受者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数、当該引受者を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号及び次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数並びに当該引受者及び当該引受者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数

二 「略」

3 前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第三十八による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

4 第六条の二の規定により別紙様式第二十五による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第四十四による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 当該引受者が所有する当該上場会社等の実質株式の数、当該引受者を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号及び次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該引受者及び当該引受者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数

二 「同上」

3 前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

4 第六条の二の規定により別紙様式第十一の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 別紙様式第二十五による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権又は外国議決権の数と次に掲げるものが直接に保有する議決権又は外国議決権の数とを合計した議決権又は外国議決権の数の当該報告者の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合又はその所有する株式若しくは外国株式等（令第二条第十六項に規定する外国株式等をいう。以下この号において同じ。）の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式若しくは外国株式等の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

イ 当該株主又は出資者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

ロ イに掲げるものの被支配会社等

ハ 当該株主又は出資者の被支配会社等（イ又はロに掲げるものを除く。）

二 「略」

三 第三条の二第六項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

「四・五 略」

六 提出された別紙様式第二十五による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。以下同じ。）又は報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

一 別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

二 「同上」

三 第三条の二第四項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

「四・五 同上」

六 提出された別紙様式第十一の二による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

更がある場合

七 「略」

八 報告者が第三条の二第六項各号に掲げる非居住者等のいずれかに新たに該当することとなつた場合

九 報告者が令第三条の二第三項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第八項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

十 報告者が第三条の二第八項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

〔十一・十二 略〕

5 法第二十七条第一項、第二十七条の四第一項、第二十八条第一項又は法第二十八条の四第一項の規定による届出をしたものは、最終親会社等に変更がある場合（当該変更後の最終親会社等が外国投資家に該当しない場合を除く。）には、別紙様式第四十五による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならぬ。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

〔6・7 略〕

8 財務大臣及び事業所管大臣は、第六項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

七 「同上」

八 報告者が第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

九 報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第六項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

十 報告者が第三条の二第六項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

〔十一・十二 同上〕

〔項を加える。〕

〔5・6 同上〕

7 財務大臣及び事業所管大臣は、第五項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

(期間の短縮に関する公示)

第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項(法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。)、法第二十八条第二項ただし書及び第四項(法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。)、又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示するものとする。

(勧告又は命令の取消しの通知)

第九条 削除

(立入検査及び質問を行う職員の身分を示す証票)

(期間の短縮に関する公示)

第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示するものとする。

(勧告又は命令の取消しの通知)

第九条

財務大臣及び事業所管大臣は、法第二十七条第十一項の規定に基づき、同条第七項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は同条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときは、当該応諾する旨の通知をしたもの又は当該内容の変更を命じられたものに対し、当該取消しの内容を記載した通知書を交付する方法により行うものとする。

2 前項の規定は、法第二十八条第七項又は法第三十条第七項において準用する法第二十七条第十一項の規定に基づき令第四条第九項又は令第五条第七項に規定する勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときについて準用する。

(立入検査及び質問を行う職員の身分を示す証票)

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第四十六又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

（事務の委任）

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十七条第五項（法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十七條の二第三項、法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条の二第三項並びに第二十九条の二第二項及び第三項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第七項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）及び第二十九条の二第四項の規定に基づく通知の受理に関する事務、法第二十七条第十項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第四項、法第二十八条の二第四項、法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項並びに法第二十九条の二第六項及び第九項の規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき取り消す命令の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十九条の二第一項の規定に基づく報告の受理に関する事務並びに第七條第六項から第八

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

（事務の委任）

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七條第五項から第七項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2 令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、法第二十七条第一項、法第二十七条の四第一項、法第二十八条第一項、法第二十八条の四第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

2 令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、法第二十七条第一項、法第二十八条第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

別表第一（第三条関係）

改正後	改正前
「一〇九 略」 九の二 イエメン 「一〇・一一 略」 「一の二 イラク」 「一二〇一五の二 略」 「一五の三 ウズベキスタン」 「二六〇四八 略」 四八の二 コモロ連合 「四九〇一一〇 略」 「一〇の二 東ティモール」 「一一一〇一六三 略」	「一〇九 同上」 「号を加える。」 「一〇・一一 同上」 「号を加える。」 「一二〇一五の二 同上」 「号を加える。」 「二六〇四八 同上」 「号を加える。」 「四九〇一一〇 同上」 「号を加える。」 「一一一〇一六三 同上」

別表第三（第六条の二関係）

一		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第二十六条第二項第一号に規定する 会社の株式又は持分の取得			外国投資家	第三条第五項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）又は同条第八項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人（以下この表において「対象法人」という。）	別紙様式第二十 四
二				対象業種であつて、第三条の二第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は対象法人であつて、同条第五項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人以外の法人	別紙様式第二十 五
三	令第二条第二十五項第一号に規定する 出資証券の取得		外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十 四
四	法第二十六条第二項第二号に規定する 会社の株式又は持分の譲渡		外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十 六
五	令第二条第十六項第二号に規定する議 決権代理行使委任		外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十 七
六	法第二十六条第二項第三号に規定する 上場会社等の株式の取得若しくは同項 第四号に規定する上場会社等の議決権		外国投資家で令第三条の二第三項 第三号イに規定する第一種金融商 品取引業を行うもの及び第三条の	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十 五

	の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（当該取得又は株式への一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式及び当該取得者等がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式（以下この表において「実質所有等株式」という。）の数及び当該取得者等を令第二条第二十八項第一号の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等の実質保有等議決権の数及び当該取得者等の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合（以下この表において「取得者等の所有等割合」という。）が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。）
二第八項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、「令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたものの以外のもの	

七	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。）	外国投資家で許可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十 五
八	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十 四
九	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得若しくは令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）又は同項第六号に規定する共同議決権行使同意取得（第三条の二第二項各号	外国投資家	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十 五

	十	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二十五条第二項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。）	特定国有企業等	対象業種又は対象法人	財務大臣が指定する様式
	十一	令第二十五条第二項第四号に規定する議決権代理行使受任	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十八
	十二	令第二十五条第二項第六号に規定する共同議決権行使同意取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十九
	十三	法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十
	十四	令第二十五条第二項第八号に規定する社債の取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十一
	十五	法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十二
	十六	法第二十六条第二項第九号、令第二十五条第二項第九号若しくは同項第十四	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別表様式第三十三

	十七	号に規定する外国議決権の取得又は同項第十一号に規定する外国議決権行使等権限の取得			
	十八	令第二十五条第十二号に規定する外国株式等の取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別表様式第三十三
	十九	令第二十五条第十三号に規定する同意の取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別表様式第三十四
	二十	法第二十六条第二項第十号又は令第二十五条第十号に規定する役員の選任に係る外国議決権の行使	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別表様式第三十五
	二十一	令第二十五条第十五号に規定する業務執行組合員への就任	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別表様式第三十六
	二十二	法第二十六条第三項に規定する特定取得	外国投資家	第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であつて、第四条の三第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は第四条第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人であつて、第四条の三第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人	別紙様式第二十五